

項 目	頁	項 目	頁
I 施設管理等		II 職員処遇	
1 基本方針	4	1 就業規則	
2 構造設備等の一般原則	4	(1) 就業規則の整備	21
3 設備の専用	4	(2) 労働時間	22
4 職員の資格要件	4	(3) 労使協定	22
5 職員の専従	5	(4) 休日・休憩	23
6 運営規程	5	2 人事管理	24
7 非常災害対策	6	3 衛生管理	
8 記録の整備	7	(1) 職員の健康診断	24
9 設備の基準	7	(2) 衛生管理者等の選任	25
10 職員配置基準	8		
11 入所申込者等に対する説明等	10	III 会計	
12 対象者	10	1 会計処理	
13 入退所	10	(1) 経理規定	27
14 サービスの提供の記録	11	(2) 管理組織の確立	27
15 利用料の受領	11	(3) 現金の保管	27
16 サービス提供の方針	12	(4) 施設経理区分の収入、支出	28
17 食事	13	(5) 固定資産	28
18 生活相談等	13	(6) 寄付金	29
19 健康の保持	14	(7) 契約事務	30
20 施設長の責務	14	2 財務諸表	31
21 生活相談員の責務	14		
22 勤務体制の確保等	14		
23 定員の遵守	15		
24 衛生管理等	15		
25 協力医療機関等	16		
26 掲示	16		
27 秘密保持等	16		
28 広告	16		
29 苦情への対応	17		
30 地域との連携等	17		
31 事故発生の防止及び発生時の対応	18		

施設管理等

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
I 施設管理等 1 基本方針	基本方針を、遵守していること。	① 無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指していること。 ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に取り組んでいること。 ③ 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に取り組んでいること。	厚令第107号第2条	基本方針を遵守していない。(軽微なものはB)	C
2 構造設備等の一般原則	構造設備等の一般原則を遵守していること。	① 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。 ② 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されていること。	厚令第107号第3条	構造設備等の一般原則を遵守していない。(軽微なものはB)	C
3 設備の専用	設備は専用であること。	設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならないこと。(ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでないこと。)	厚令第107号第4条	設備が専用でない。(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)	C
4 職員の資格要件	職員の資格要件を満たしていること。 (1) 軽費老人ホームの長は、資格要件を満たしていること。	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力(社会福祉施設等に勤務し又は勤務した	厚令第107号第5条 053002号第1-4	施設長の資格要件を満たしていない。	C

項	目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
5	職員の専従	(2) 生活相談員は、資格要件を満たしていること。	<p>ことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、適切に当該施設を管理運営する能力)を有すると認められる者であること。</p> <p>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力(社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に入所者の生活の向上を図るために適切な相談、援助等を行う能力)を有すると認められる者でなければならないこと。</p>	厚令第107号第5条 053002号第1-4	生活相談員の資格要件を満たしていない。	C
		施設の職員は、専従であること。	<p>生活相談員及び介護職員等の直接入所者へのサービスの提供にあたる職員は、専ら当該ホームの職務に従事する者でなければならないこと。(ただし、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼務する場合等にあつて、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでないこと。)</p>	厚令第107号第6条 053002号第1-5	施設の職員が、専従でない。(同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼務する場合等にあつて、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。)	C
6	運営規程	運営規程は、適正に整備されていること。	<p>次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていること。</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、数及び職務の内容 ウ 入所定員 エ 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 i 入所者に提供するサービスの内容については、1日あたりの日課やレクリエーション、年間行事等を含めたサービス内容を指すものであること ii 生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用を規定していること。 オ 施設の利用に当たっての留意事項 カ 非常災害対策</p>	厚令第107号第7条 053002号第1-6	運営規程が、適正に整備されていない。(軽微なものはB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準
7 非常災害対策	<p>※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査項目については、指導監査の対象としない。</p> <p>(1) 防火管理者 (2) 消防計画 (3) 避難訓練及び消火訓練 (4) 消防用設備点検</p>	<p>イ 非常災害に関する具体的な計画を指すこと。 キ その他施設の運営に関する重要事項</p>		
(1) 防火管理者	防火管理者（変更を含む）を選任し、所轄の消防署へ届け出ていること。	防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ること。これを解任したときも、同様であること。	厚令第107号第8条 053002号第1-7 消防法第8条	所轄の消防署へ届け出ている。 C
(2) 消防計画	消防計画（変更を含む）を作成し、所轄の消防署へ届け出ていること。	非常災害時における入所者の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定していること。	消防法施行規則第3条	・所轄の消防署へ届け出ている。 C
(3) 消火訓練及び避難訓練	年2回消防機関に「消火訓練・避難訓練通報書」を提出すること。	防火管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ、年2回、消防機関に「消火訓練・避難訓練通報書」を提出していること。	消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項	・消火訓練・避難訓練通報書を提出していない。 C
(4) 消防用設備点検	消防用設備等の点検は適切に実施し、法令等に基づき、結果を消防署へ報告していること。	消防用設備等の法定点検及び自主点検が行なわれていること。	消防法第17条の3の3 社会福祉施設における火災防止対策の強化についての6（社援第59号 昭和48年4月13日）	・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果が未届けである。 C B
		1 法定点検 消防用設備等又は特殊消防用設備等について		

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
10 職員配置基準	居室を設けていること	1 原則、定員は1人とする。こと。 2 地階に設けていないこと。 3 床面積は、21・6㎡以上となっていること。(洗面所、便所、収納設備等を除いた有効面積は14・85㎡又2人居室の場合は31・9㎡以上とする。こと。) 4 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けていること。 5 緊急連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けていること。	厚令第107号第10条 053002号第1-9	居室が基準を満たしていない	C
	必要な設備が設けられていること	他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、入居者に提供するサービスに支障がない場合を除き、次の設備を設けなければならない ① 談話室、 ② 食堂 ③ 浴室 ④ 洗面所 ⑤ 便所 ⑥ 調理室 ⑦ 面談室 ⑧ 洗濯室又は洗濯場 ⑨ 宿直室	厚令第107号第10条 053002号第1-9	必要な設備が設けられていない	C
	常勤の施設長を配置していること。		厚令第107号第11条 053002号第3-1 市利用料等取扱基準	常勤の施設長を配置していない	C
	常勤の生活相談員を配置していること。	生活相談員は、常勤の者で、入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上配置していること。(ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設にあっては、提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。)	厚令第107号第11条 053002号第3-1 市利用料等取扱基準	常勤の生活相談員を配置していない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
	宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う職員を配置していること	は0.5名を配置すること 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。（ただし、当該施設の敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。）	厚令第107号第11条 053002号第3-1 社施第107号 社施第160号 市利用料等取扱基準	宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う職員を配置していない	C
1.1 入所申込者等に対する説明等	入所申込者等に対する説明が適正に行われて、文書で契約を締結していること。	入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結していること。 なお、重要事項を記した文書を電子情報処理組織を利用する方法で交付した場合は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に限っていること。また、ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならないこと。	厚令第107号第12条 053002号第4-1	入所申込者等に対する説明が、適正に行われていない。（軽微なものはB）	C
	入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないこと。		厚令第107号第12条 053002号第4-1	入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めている。	C
1.2 対象者	入所者は、要件を満たしていること。	60歳以上の者で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者であること。（配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により、当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。）	厚令第107号第13条 053002号第4-2	入所者は要件を満たしていない。	C
1.3 入退所	入退所が適切に行われていること。	① 入所は、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めていること。	厚令第107号第14条 053002号第5-1	入退所が、適切に行われていない。（軽微なものはB）	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
14 サービスの提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録していること。	<p>② 入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供に努めるとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めていること。</p> <p>③ 退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。</p> <p>サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、心身の状況その他必要な事項を記録していること。</p>	厚令第107号第15条 053002号第5-2	具体的なサービスの内容等を記録していない。(軽微なものはB)	C
15 利用料の受領	入所者から利用料の受領は、適正であること。	<p>入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができること。</p> <p>① サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して入所者からの徴収額は、市利用料等取扱基準【表2】により求めた額とする。また、利用者からの徴収額の認定は、7月1日現在で行うこと。)</p> <p>② 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る費用で、給食にかかる費用は、定められた期日までに欠食の申し出があった場合は、生活費から控除していること。)</p> <p>③ 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く額で、居住に要する費用の額は、一括方式、分割方式、併用方式のいずれかの方法で算出した額とすること。また、一括方式および併用方式において、入所者が一定の期間(20年を標準)未満の期間内に退所した場合、退所時に均等払いで返還すること。)</p> <p>④ 居室に係る光熱水費</p> <p>⑤ 入所者が選定する特別なサービスの提供</p>	厚令第107号第16条 053002号第5-3 市利用料等取扱基準	利用料の受領が、適正でない。(軽微なものはB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準
16 サービス提供の方針	<p>入所者から不適正な費用の支払いを受けていないこと</p>	<p>を行ったことに伴い必要となる費用（クラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用）</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、提供される便宜のうち日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって、入所者の負担が適当と認められるもの。</p> <p>入所者から、次のような費用の支払いを受けていないこと。</p> <p>① 共益費等の曖昧な名目の費用</p> <p>② 敷金、礼金、保証金等の名目で徴する費用ただし、退去時における居室の現状回復の費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、上記①から③に係る費用を合算した徴収額の3ヶ月分（概ね30万円を超えない。）の範囲で徴収する費用を除く。</p>	<p>厚令第107号第16条 053002号第5-3 市利用料等取扱基準</p>	<p>不適正な費用の徴収を行っている</p> <p>C</p>
	<p>入所者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ていること。</p>	<p>① 安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供し、生きがいをもって生活できるよう機会を適切に提供していること。</p> <p>② 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。</p> <p>③ サービスの提供に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないこと。</p> <p>④ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p>	<p>厚令第107号第16条 053002号第5-3 市利用料等取扱基準</p>	<p>文書の交付、説明及び同意を得ていない（軽微なものはB）</p> <p>C</p>
	<p>サービスの提供方針が適正であること。</p>	<p>① 安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供し、生きがいをもって生活できるよう機会を適切に提供していること。</p> <p>② 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。</p> <p>③ サービスの提供に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないこと。</p> <p>④ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p>	<p>厚令第107号第17条 053002号第5-4</p>	<p>サービスの提供方針が適正でない。（軽微なものはB）</p> <p>C</p>

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
17 食事	食事の提供は、適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮して、適切な栄養量、内容及び適切な時間に提供していること。 ② 一時的な疾病等により、食堂において食事をすることが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供する等必要な配慮を行っていること。 ③ 調理は、献立に従って行うとともに、実施状況を明らかにしておくこと。 また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医療機関等の医師の指導を受けていること。 ④ 食事の提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲等の心身の状態等を食事に反映させるため、介護職員と調理職員等の連絡が十分取られていること。 ⑤ 入所者に対しては、栄養食事相談を行なっていること。 	厚令第107号第18条 053002号第5-5	食事の提供が適切でない。(軽微なものはB)	C
18 生活相談等	入所者及びその家族に対し、必要な援助を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なっていること。 ② 要介護認定の申請等必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて必要な支援を行なっていること。 ③ 入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていること。 ④ 入所者の外出の機会を確保するよう努めていること。 ⑤ 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めていること。(特定施設は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に準拠すること。) 	厚令第107号第19条 053002号第5-6	入所者及びその家族に対し、必要な援助を行っていない。(軽微なものはB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
19 健康の保持	入所者が要介護状態になった場合に、適切に居宅サービス等を受けられるよう援助を行っていること。	⑥ 入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めていること。 入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行なっていること。	厚令第107号第20条 053002号第5-7	入所者が要介護状態になった場合に、適切な援助を行っていない。(軽微なものはB)	C
	入所者の健康保持に努めていること。	入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供していること。	厚令第107号第21条 053002号第5-8	入所者の健康保持に努めていない。(軽微なものはB)	C
20 施設長の責務	施設長は、施設長としての責務を果たしていること。	① 施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なっていること。 ② 軽費老人ホームの設備及び運営基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行なっていること。	厚令第107号第22条	施設長が、責務を果たしていない。(軽微なものはB)	C
21 生活相談員の責務	生活相談員は、責務を果たしていること。	生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行なっていること。(生活相談員を置かなくてもよい施設は、介護職員がその業務を行なっていること。) ① 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 ② 苦情の内容等の記録を行うこと。 ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。	厚令第107号第23条 053002号第5-9	生活相談員が、責務を果たしていない。(軽微なものはB)	C
22 勤務体制の確保等	勤務表等を定めていること。	原則として月ごとに勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確に定めていること。	厚令第107号第24条 053002号第5-10	勤務体制等が、適正でない。(軽微なものはB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
23 定員の遵守	研修の機会を計画的に確保していること	職員に対し、その資質の向上のための研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保していること。	厚令第107号第24条 053002号第5-10	研修の機会を確保していない	B
	入所定員は、遵守していること。	入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないこと。(災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと。)	厚令第107号第25条	入所定員が、遵守されていない。	C
24 衛生管理等	食器、飲用水等について、衛生上必要な措置を講じていること。	入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じていること。	厚令第107号第26条 053002号第5-11	衛生上必要な措置を講じていない。(軽微なものはB)	C
	毎年1回以上大掃除を行なっていること。		053002号第5-11	大掃除を行っていない	B
	感染症対策委員会を開催していること。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会を3月に1回以上、感染症が流行する時期等を勘案して、定期的を開催していること。 感染症対策委員会は、施設内の他の委員会と独立して、設置・運営していること。(ただし、事故発生の防止のための委員会と一体的に行なうことで差し支えない。) 感染症対策委員会の結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図っていること	厚令第107号第26条 053002号第5-11	感染症対策委員会を適切に開催し、結果を周知していない(軽微なものはB)	C
	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること。	指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定していること。	厚令第107号第26条 053002号第5-11	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための職員研修を実施していること	当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に年2回以上実施すること。(ケアハウス部会が実施する研修や外部研修への参加も可とする。また、特養併設施設は、関連があるものであれば、特養と合同で研修を行っても差し支えないものとする。) また、職員の採用時に感染症対策研修を実施していること。	厚令第107号第26条 053002号第5-11	感染症に係わる職員研修を実施していない	C
	感染症又は食中毒の発生が疑われる際は、適切に対応していること	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行なっていること。	厚令第107号第26条 053002号第5-11	適切に対応していない	C
25 協力医療機関等	あらかじめ、協力医療機関を定めていること。	入所者の病状の急変等に備え、入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決められていること。 また、協力歯科医療機関を定めておくことが望ましい。	厚令第107号第27条 053002号第5-12	協力医療機関を定めていない。	C
26 掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していること。		厚令第107号第28条	重要事項を掲示していない。 掲示事項に不備がある。	C B
27 秘密保持等	職員及び職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていること。	誓約書の聴取、規定の整備等の必要な措置を講じていること。	厚令第107号第29条 053002号第5-13	秘密保持等に関する必要な措置を講じていない。(軽微なものはB)	C
28 広告	広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。	職員及び職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていること。	厚令第107号第30条	広告の内容が、虚偽又は誇大なものである。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	
29 苦情への対応	<p>苦情解決のための要綱等により、苦情解決体制を整備していること。</p> <p>苦情解決について、適切に取り組んでいること。</p>	<p>苦情解決のための要綱等を整備し、以下の事項について規定していること。</p> <p>① 苦情解決責任者を置き、苦情解決の責任主体を明確にするため理事長・施設長等とすること。</p> <p>② 苦情受付担当者を置き、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、職員の中から任命すること。</p> <p>③ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、適切な対応を推進するため、第三者委員を設置していること。第三者委員は複数選任することが望ましい。</p> <p>④ 苦情解決体制について、施設内掲示、パンフレットの配布等により利用者に周知すること。</p> <p>⑤ 苦情の受付から解決までの経過を書面に記録すること。</p> <p>⑥ 苦情解決結果を少なくとも年1回第三者委員に報告し、記録すること。</p> <p>⑦ 定期的に、苦情解決の結果を公表すること。</p> <p>苦情解決の手順は、苦情解決のために整備された要綱等の仕組みに則って取り組んでいること。</p>	<p>厚令第107号第31条 053002号第5-14</p> <p>厚令第107号第31条 053002号第5-14</p>	<p>苦情解決のための要綱等を整備していない</p> <p>苦情解決のための要綱等に不備がある</p> <p>苦情解決要綱等の仕組みに沿って行なわれていない。(軽微な場合はB)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
30 地域との連携等	<p>地域との連携を図っていること。</p>	<p>① 地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていること。</p> <p>② 運営にあたって、入所者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業等市町村が実施する事業に協力していること。</p>	<p>厚令第107号第32条 053002号第5-15</p>	<p>地域との連携を図っていない。(軽微なものはB)</p>	<p>C</p>

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準
3 1 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>事故発生の防止のための指針が整備されていること。</p> <p>事故が発生した場合又は危険性がある場合は、適切に対応していること</p>	<p>事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していること。</p> <p>また、指針には次の項目等が整備されていること。</p> <p>① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方</p> <p>② 介護事故の防止のため委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>③ 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>④ 施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p> <p>⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p> <p>事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備していること。</p> <p>具体的には次の項目等が整備されていること。</p> <p>① 介護事故等について、報告するための様式を整備していること。</p> <p>② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い報告されていること。</p> <p>③ 事故発生の防止のための委員会において、報告された事例を集計し、分析していること。</p>	<p>厚令第107号第33条 053002号第5-16</p> <p>厚令第107号第33条 053002号第5-16</p>	<p>事故発生の防止のための指針を整備していない(軽微なものはB)</p> <p>事故が発生した場合又は危険性がある場合に適切に対応していない(軽微なものはB)</p>
				C
				C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価 基 準	準
	<p>事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を実施していること</p> <p>事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。</p> <p>入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていること。</p>	<p>④ 事例の分析にあたっては、事故の発生時の状況等を分析し、事故の発生原因、結果等を取りまとめ防止策を検討していること。</p> <p>⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底していること。</p> <p>⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価していること。</p> <p>事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行なっていること。 委員会は施設長、事務長、介護職員、生活相談員等の幅広い職種により構成しているとともに、専任の担当者を決めていること。 事故発生の防止のための委員会は、施設内の他の委員会と独立して、設置・運営していること。(ただし、感染症対策委員会と一体的に行なうことは差し支えない。) 指針に基づいた、研修プログラムを作成し、年2回以上定期的に関催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施していること。(ケアハウス部会が実施する研修や外部研修への参加も可とする。また、特養併設施設は、関連があるものであれば、特養と合同で研修を行っても差し支えないものとする。)</p> <p>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。</p>	<p>厚令第107号第33条 053002号第5-16</p> <p>厚令第107号第33条 053002号第5-16</p> <p>厚令第107号第33条 053002号第5-16</p>	<p>事故発生の防止のための委員会を開催していない</p> <p>事故発生の防止のための職員に対する研修を実施していない</p> <p>事故が発生した場合に市及び入所者の家族等に連絡していない 事故に関する記録がない</p> <p>損害賠償を行っていない</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

職 員 処 遇

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
職員処遇 1 就業規則 (1) 就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む)の整備	1 就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む)を整備していること。 2 必要事項の記載等、内容が適正であること。	常時職員10人以上の施設にあつては就業規則(給与規程、育児介護休業規則等を含む。)の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 就業規則に必ず記載しなければならない事項が、記載されていること。 1 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休業含む。)並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項 2 賃金に関する事項…賃金(臨時の賃金等を除く)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 3 退職に関する事項…退職の条件及び方法、解雇の条件及び方法(高年齢者等の雇用の安定に関する法律を含む。) 次の任意的必要記載事項については、記載が義務付けられていないが、定めをする場合は必ず就業規則に記載しなければならないこと。 ① 退職手当の定めをする場合は、適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払方法並びに手当の支払の時期に関する事項 ② 臨時の賃金等(退職手当を除く)及び最低賃金額の定めをする場合は、これに関する事項 ③ 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合は、これに関する事項 ④ 安全及び衛生に関する定めをする場合は、これに関する事項 ⑤ 職業訓練に関する定めをする場合は、これに関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合は、これに関する事項	労働基準法第89条	・就業規則が整備されていない。 ・就業規則の内容に不備がある。	C B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
		⑦ 表彰及び制裁の定めをする場合は、その種類及び程度に関する事項 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項			
	3 作成、変更した就業規則は、理事会での議決を得ていること。		定款準則第9条備考	・就業規則の作成、変更により理事会の議決を得ていない。	B
	4 作成、変更した就業規則は、労働基準監督署に届け出ていること。	使用者は、常時10人以上の労働者を使用する場合は、遅滞なく、労働者を代表する者の署名又は記名押印のある意見を記した書面を添付し、就業規則を労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法施行規則第49条	・労働者を代表する者の意見を記した書面を添付し、労働基準監督署に届け出をしていない。	B
	5 作成、変更した就業規則は、職員に周知していること。	使用者は、就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、職員に周知させなければならないこと。	労働基準法第106条	・職員への周知が不十分である。	B
	6 就業規則の内容と実態が一致していると。 (1) 初任給が規程どおりであること。 (2) 昇給、昇格は規程どおりであること。 (3) 諸手当は規程どおりであること。	就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。）の内容と実態が一致していること。		・就業規則の内容と実態が一致していない。（軽微なものはB）	C
(2) 労働時間	7 職員の労働時間は、所定労働時間を超えていないこと。	使用者は、職員に休憩時間を除き1日8時間、1週間について40時間を超えて、労働させてはならないこと。	労働基準法第32条	・所定労働時間を超えている。	C
(3) 労使協定等	8 時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしていること。	使用者は、時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第36条	・時間外労働及び休日労働を行う場合の届け出をしていない。	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(4) 休日・休憩	9 賃金から給食費や親睦会費等の法令で定められているもの以外の控除をする場合は、賃金控除協定を締結していること。	賃金から給食費や親睦会費等法令で定められている税金、社会保険料以外を控除する場合は、あらかじめ労使で書面による協定を締結する必要があること。	労働基準法第24条	・賃金控除協定を締結していない。	B
	10 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きがとられていること。	1ヶ月単位の変形労働時間制を行なう場合は、就業規則その他これに準ずるもの又は労使協定により、期間を1ヶ月以内とし変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、各日・各週の労働時間を予め特定することにより、採用できる制度で、労使協定によった場合は、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。 また、1年単位の変形労働時間制を行なう場合は、労使協定により、期間を1年以内とし、変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、労使協定(①対象となる労働者の範囲②対象期間③特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間)④対象期間における労働日及び当該労働日ごとの所定労働時間⑤労使協定の有効期間)を締結し、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4	・変形労働時間を採用している場合に必要手続きがとられていない。	B
	11 職員の休憩時間及び休日は、適切に与えられていること。	1 休憩時間…使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。 2 休日…使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。(4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない) 3 年次有給休暇…請求があった場合は、適切に付与されていること。 4 産前産後休暇、育児時間、育児休業・介護休業等の請求があった場合は、適切に付与されていること。	労働基準法第34条 労働基準法第35条 労働基準法第39条 労働基準法第65条、労働基準法第67条、育児・介護休業法	・休憩時間及び休日が必要に与えられていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
2 人事管理	12 職員の採用に際し、職務内容、給与等の労働条件を明示していること。	<p>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者(短時間労働者を含む)に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこと。</p> <p>1 労働契約の期間に関する事項</p> <p>2 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項</p> <p>3 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項</p> <p>4 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く以下この号において同じ)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p> <p>5 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p>	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件を明示していない。 ・労働条件の明示に一部不備がある。 	C B
	13 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。	<p>使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。</p>	労働基準法第109条	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係に関する重要な書類を3年間保存していない。 	B
3 衛生管理 (1) 職員の健康診断	14 雇入れ時の健康診断は、適切に行われていること。	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない)</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時の健康診断が実施されていない。 	B
	15 定期健康診断は、適切に行なわれていること。	<p>定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条、第45条	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断が行われていない。 	B
	16 短時間労働者等の健康診断は、適切に行なわれていること。	<p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に健康診断を行うこと。</p>	パートタイム労働指針第3-1-(9)(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づく適切な対応について)	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者等の定期健康診断が行われていない。 	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(2) 衛生管理者等の選任	17 労働者を常時50人以上使用する事業者は定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（定期のものに限る）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則第52条	・労働基準監督署へ報告していない。	B
	18 労働者が常時50人以上の職場は、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、13条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。	B B
	19 労働者が常時50人以上の職場は、衛生委員会を設置し、月1回開催していること。		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第22条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。	B B
	20 労働者数が10人から49人の職場は衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生法第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
会計 1 会計処理 (施設経理区分) (1) 経理規程	1 経理規程を制定していること。	<p>社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準、指定介護老人福祉施設会計処理等取扱指導指針等、各種関係通知に基づき、会計処理のために必要な事項について、経理規程を作成していること。</p>	<p>定款準則第12条備考一 (評議員会の権限の条)、 第21条 定款準則第20条 会計基準(局長通知)3 - (1)、4 - (1) 6号通知1 - (1) 「社会福祉法人における 入札契約等の取扱いにつ いて」(平成12年2月1 7日社会・援護局企画課 長等連名通知) 「社会福祉法人会計基 準」及び「指定介護老人 福祉施設等会計処理等取 扱指導指針」等の当面の 運用について」(平成12 年12月19日社会・援 護局施設人材課長等連名 通知)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経理規程が整備されて いない。 ・経理規程の一部に不 備がある。 	C B
(2) 管理組織の確立	2 施設経理区分に会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。	<p>会計責任者は理事長により任命されており、辞令の交付、事務分担表に記載する等その権限を明確にしていること。</p> <p>会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立していること。</p>	6号通知1 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計責任者が設置さ れていない。又は出 納職員と兼務して いる。 ・任命書類が確認でき ない。 	C B
(3) 現金の保管	3 施設経理区分の現金保管については、保管責任が明確にされていること。	<p>現金保管については、事故防止等の観点から保管責任が明確になっていること。</p>	6号通知1 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・保管責任が明確にな っていない。 	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(4) 施設経理区分の 収入、支出	4 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。		310号通知	・支出に充てている。 ・経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れられていない。	B B
	5 小口現金の保有額は、経理規程に定める限度額を超えていないこと。		310号通知	・恒常的に保有限度額を超えている。	B
	6 施設経理区分の全ての収入及び支出は、会計責任者の承認を得ていること。	証憑書類を添付し、会計責任者の認印（承認）を受けていること。	310号通知	・会計責任者の認印（承認）を受けていない。	B
	7 施設経理区分の会計伝票及び請求書等の証憑書類は、適正に整備し保管していること。	会計伝票の内容と証憑書類の内容が一致していること。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存していること。	会計基準第3条 310号通知	・会計伝票、証憑書類が適正に整備、保管されていない。 （軽微な不備がある場合はB）	C
(5) 固定資産	8 経理規程に定める権限者に月次報告が行なわれていること。	資産、負債、の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、理事長等経理規程で定められた権限者に報告していること。	310号通知	・権限者に月次報告が行なわれていない。	C
	9 施設の固定資産は、固定資産管理台帳等に記載され、適正に管理されていること。	適正な資産評価及び減価償却費の計上を行うために、各法人において固定資産管理台帳等の台帳を整備し、固定資産（耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産）の増減を適切な経理区分に計上し、管理していること。	6号通知2	・固定資産が適正に管理されていない。 （軽微なものはB）	C
	10 施設経理区分の固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。（法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得ること。）	固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。	310号通知	・廃棄処分権限者の承認を得ていない。 （法人運営に重大な影響があるものはC）	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(6) 寄附金	11 金銭の寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入としていること。		6号通知1-(5)①	・寄附金を計上していない。(計上漏れ等状況によりB) ・経理区分が適切でない。	C B
	12 寄附申込者の意思を寄附申込書等により明確に確認するとともに寄附金収入台帳(明細表)を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理していること。	寄附金等を収受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとともに、寄附金収入明細表を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。	6号通知1-(5)②	・寄附金台帳(収入明細表)を作成していない。 ・寄附金台帳に不備がある。	C B
	13 物品寄附は、取得時の時価により金額換算し収入処理を行っていること。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入に計上するとともに、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上することとする。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	6号通知1-(5)②	・物品寄付を適正に収入計上していない。	B
	14 金銭の収入に際しては、領収書を発行していること。	金銭の収入に際しては、会計責任者(出納職員を設けている場合は出納職員)の認印を受けた領収書を発行していること。	310号通知	・領収書を発行していない。	B
	15 寄附の受領に際して、原則、法人で定めた権限者による承認が行われていること。		310号通知 定款準則第9条(備考)	・法人で定める権限者による承認が行われていない。	B
	16 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。		指導監督徹底通知5-(4)-工	・寄附金を強要している。	C
	17 社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約を締結した相手(建設請負業者)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監督徹底通知5-(2)-イ	・建設請負業者等から、多額の寄附を受けている。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定								
(7) 契約事務	18 契約については、原則、一般競争入札又は指名競争入札としていること。	<p>随意契約ができる場合の一般的な基準は次のとおりで、それ以外は入札とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契 約 の 種 類</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより、一般競争入札に付さなければならないこと。</p>	契 約 の 種 類	金 額	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買入れ	160万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円	7号通知1(3)ア	<ul style="list-style-type: none"> ・入札を行っていない。 ・入札に不備がある。 	C B
	契 約 の 種 類	金 額											
	1 工事又は製造の請負	250万円											
	2 食料品・物品等の買入れ	160万円											
	3 前各号に掲げるもの以外	100万円											
19 理事長以外の者が契約を締結している場合は、理事長から委任を受けていること。また、辞令等で委任の範囲が明確になっていること。	<p>理事長又は契約担当者（理事長の委任を受けた者）以外の者が契約していないこと。また、職員に委任する場合は、辞令等でその委任の範囲が明確になっていること。</p>	7号通知1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・委任を受けず、理事長以外の者が契約を締結している。 ・委任の範囲が明確になっていない。 	B B									
20 価格による随意契約の場合、複数の業者から見積書を徴し、適正な価格を客観的に判断するとともに、競争入札が適当でない理由、見積業者選定の理由が明確となっていること。	<p>価格における随意契約は、2社以上の業者から見積を徴し比較する等、適正な価格を客観的に判断し、契約が経理規程に基づいた合理的な理由により行われているとともに執行伺い等に理由が明確になっていること。なお、継続的な取引を随意契約で行なう場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行う等、適正な契約の維持に努めていること。</p>	7号通知1(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な価格を客観的に判断していない。 ・随意契約の理由が明確でない。 	C B									
21 契約締結時において契約書、請書等で契約の履行が確保されていること。	<p>経理規程に定める額を超える契約を行う場合は相手方と契約書を取り交わしていること。契約書の作成を必要としない場合でも軽微な契約を除き、請書等を徴していること。</p>	310号通知	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書が作成されていない。 ・請書等を徴していない。 	C B									
22 その他、会計処理に関する事で不適切な事項がないこと。	<p>会計処理は、法人が定める経理規程に基づいて適正に処理されていること。</p>												

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2 財務諸表	23 計算書類は、経理規程に定められた会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	計算書類は、法人の経理規程に定められた会計の基準により、資金収支計算書（収支計算書）、事業活動収支計算書（事業活動計算書）、貸借対照表、財産目録の計算書類が作成され、会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	310号通知 老計第8号通知	・経理規程に定められた会計単位・経理区分で作成されていない。	C
	24 計算書類は、補助簿、付属明細書、前年度計算書類等との間に整合性があること。	採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更せず、財政及び活動の状況について真実な内容を表示すること。	会計基準第3条	・数値の整合性が無い。（軽微なものはB）	C